

# 第99回 定時株主総会 招集ご通知



証券コード：8614

**日時** 2021年6月24日（木曜日）午前10時  
（開場午前9時）

**場所** 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号  
**当社本店 4階会議室**  
※末尾のご案内図をご参照ください。  
（受付は4階でございます）

## 決議事項

**第1号議案 取締役8名選任の件**  
**第2号議案 監査役2名選任の件**

郵送またはインターネットによる議決権行使期限  
**2021年6月23日（水）午後5時まで**  
▶ 詳細は5～7頁をご参照ください。

## ＜新型コロナウイルスに関するお知らせ＞

株主総会にご出席される株主さまは、株主総会開催日時点での新型コロナウイルスの感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

**※昨年より、株主総会ご出席株主さまへのお土産を取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。**

## 目次

株主のみなさまへ	1
第99回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	5
株主総会参考書類	8
<b>【添付書類】</b>	
事業報告	20
連結計算書類等	49
計算書類等	54
〈ご参考〉株主のみなさまと東洋証券	60

株主のみなさまへ



取締役社長 桑原理哲

## これからもみなさまから選ば

株主のみなさまには、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、新たに株主となられたみなさまには、心よりお礼申し上げますとともに、末永くご支援のほどお願い申し上げます。

第99回定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

当社は、第99期よりスタートした第六次中期経営計画「もっとずっと... とともに TO YOU」(2020年4月~2025年3月)において、「お客さまの大切な資産をお預かりし、守り、育てることが私たちの社会的使命である」と位置づけました。そして、その実現こそが私たちの唯一の存在価値であると考え、お客さま本位の経営のさらなる深化を目指しております。

## もっとずっと... とともに TO YOU

お客さまロイヤルティを追求した営業スタイル改革により、これまで以上に「お客さま本位」の経営で顧客基盤を拡充し、持続的な成長モデルへの進化を目指します。

- ◇「もっと」 これまで以上にお客さまから信頼され、「もっと」頼りにされる存在に
- ◇「ずっと」 次世代までも末永く
- ◇「とともに」 お客さま、ご家族さま、地域の方々と「ともに」歩む存在に

# れる証券会社として

本年4月には、「ビジネス・ソリューション部」を新設し、金融商品仲介業者（IFA）へ金融商品取引の媒介を委託する金融商品仲介業ビジネスを開始いたしました。本ビジネスは、IFAという新たなチャネルを通じた新たな顧客基盤拡充策であり、今期の重点施策として注力してまいります。

当社は、これからもお客さまの最善の利益を追求する資産運用のプロフェッショナルとして、世代を超えて選ばれる証券会社を目指してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後ともご支援ご鞭撻を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

2021年5月

## 経営理念

当社グループは、「信頼」、「付加価値」、「得意分野」の経営理念のもと、コンプライアンスおよびリスク管理をすべての施策の最重要課題の1つと位置付けつつ、中核事業である金融商品取引業を通じて、質の高い金融サービスを展開し、お客さまの満足度を高めるとともに、社会に貢献してまいりたいと考えております。

信 頼

付加価値

得意分野

第99回定時株主総会  
招集ご通知 P 3

議決権行使についてのご案内 P 5

株主総会参考書類  
第1号議案 取締役8名選任の件 P 8  
第2号議案 監査役2名選任の件

事業報告 P20

連結計算書類等 P49

計算書類等 P54

株主のみなさまと東洋証券 P60

株主メモ／中期経営計画（第六次）  
「もっとずっと...ともに TO YOU」  
（2020年4月～2025年3月）／  
トピックス／グループネットワーク

## 株主各位

東京都中央区八丁堀四丁目7番1号

**東洋証券株式会社**

取締役社長 桑原 理哲

**第99回 定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

新型コロナウイルスの感染が懸念される状況が続いておりますので、「書面（郵送）」または「インターネット」による議決権の事前行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、「書面（郵送）」または「インターネット」によって議決権を行使していただく場合は、8頁から19頁までに記載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権行使についてのご案内（5頁から7頁）に記載の方法により、2021年6月23日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	<b>2021年6月24日（木曜日）午前10時</b> （開場午前9時）
2 場 所	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号 <b>当社本店 4階会議室</b> （受付は4階でございます）※末尾のご案内図をご参照ください。
3 株主総会の 目的である事項	<p>報告事項 1. 第99期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第99期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件</p> <p>決議事項 <b>第1号議案 取締役8名選任の件</b> <b>第2号議案 監査役2名選任の件</b></p>

以 上

- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、**当社ホームページ**に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
- 本添付書類は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の内容について、修正すべき事項が生じた場合には、直ちに**当社ホームページ**にて、修正後の内容を開示いたします。

 **当社ホームページ** : <https://www.toyo-sec.co.jp/>

東洋証券

検索

## 第99回定時株主総会についてのご案内

当社は、2021年3月期の当社第99回定時株主総会につきまして、新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、株主のみなさまの安全を第一に考え、昨年同様、縮小した規模で開催させていただきます。

本株主総会会場において、感染予防のため、間隔をあけた座席配置などを検討しており、例年よりも座席数が減少する見込みです。万が一お席をご用意できない場合、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

また、株主のみなさまにおかれましては、可能な限り郵送またはインターネットでの議決権の事前行使をお願い申し上げます。

**なお、昨年より、株主総会ご出席株主さまへのお土産を取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。**

### ※ご注意とお願い

- ・本株主総会にご出席される株主さまにおかれましては、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ・会場へご入場の際、運営スタッフにより検温をさせていただきます。発熱・咳等の症状が見受けられる株主さまについては、ご入場をお控えいただくことがありますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。
- ・株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行うことで、時間を短縮して行う予定です。
- ・受付にアルコール消毒液を設置いたします。当社役員・運営スタッフも検温や体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。
- ・状況により当日の運営に変更が生じる場合は、当社ホームページに掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

※当社ホームページ：<https://www.toyo-sec.co.jp/ir/stockholder/meeting/index.html>

## 議決権行使についてのご案内

8頁から19頁までに記載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、以下のいずれかの方法にて議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 株主総会にご出席いただける場合

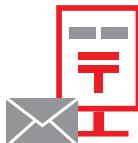


議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**開催日時** 2021年6月24日（木曜日）午前10時

代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主1名に限られますので、代理人がご出席される場合は、代理権を証する書面（委任状、本人の議決権行使書用紙）のほか、代理人ご自身の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

### 株主総会にご出席いただけない場合



#### 郵送

議決権行使書用紙に賛否を記入し、ご返送ください。

**行使期限** 2021年6月23日（水曜日）午後5時到着分まで

ここに各議案の賛否をご記入ください。

#### 議案

賛成の場合 「賛」の欄に○印を

反対の場合 「否」の欄に○印を

一部候補者につき 「賛」の欄に○印をご記入の上、反対される候補者の番号を（ ）内にご記入ください。



#### インターネット

当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

**議決権行使サイト** : <https://evote.tr.mufg.jp/>

**行使期限** 2021年6月23日（水曜日）午後5時まで

詳細につきましては次頁をご覧ください。

※当日ご出席の際は、書面（議決権行使書）の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きは、いずれも不要です。

## インターネット等による議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から、当社の指定する**議決権行使サイト**にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。

### スマートフォンのアクセス手順（QRコードを読み取る方法）

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

**！** 下記方法での議決権行使は1回に限ります。

#### ① QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

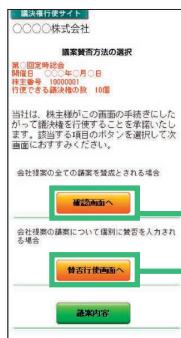
議決権行使書副票（右側）



「ログイン用QRコード」はこちら

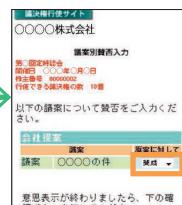
#### ② 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



#### ③ 各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって各議案の賛否を選択する。



画面の案内にしたがって  
行使完了です

2回目以降のログインの際は…  
7頁の記載のご案内にしたがって  
ログインしてください。

### 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり、当該プラットフォームをご利用いただけます。

### システム等に関するお問い合わせ

本サイトでの議決権行使に関するスマートフォン、パソコン等の操作方法がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

 **0120-173-027** (受付時間 午前9時～午後9時)

インターネットによる行使期限

2021年6月23日（水曜日）午後5時まで

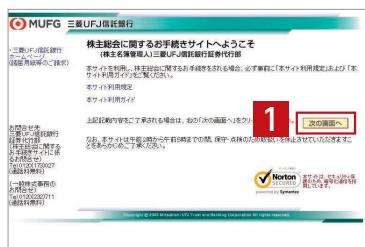
議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



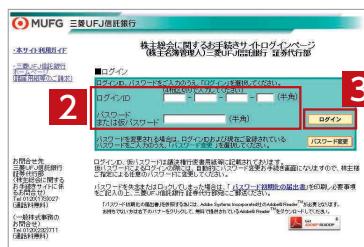
## パソコンのアクセス手順

1 「次の画面へ」をクリック



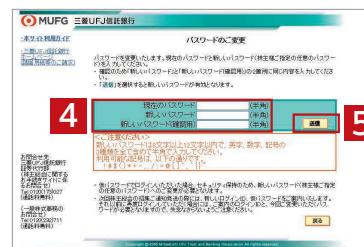
2 お手元の議決権行使書の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

3 「ログイン」をクリック



4 「現在のパスワード」に「仮パスワード」を入力の上、新しいパスワードを「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード(確認用)入力欄」の両方に入力

5 「送信」をクリック



## ！ ご注意事項

- 毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止いたします。
- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- アクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、電話料金、パケット通信料等）は、株主様のご負担とさせていただきます。
- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱うこととさせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、スマートフォン、パソコン等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## ギ システムに係る条件について

- パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合や、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合があります。
- 携帯電話による議決権行使は、iモード\*、EZweb\*、Yahoo!ケータイ\*のいずれかのサービスをご利用願います。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報送信が不可能な機種には対応していません。
- \* iモードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Inc.の商標、登録商標またはサービス名です。

## 第1号議案 取締役8名選任の件

取締役8名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会の出席状況(2020年度)
1	<b>再任</b> <small>くわはら よしあき</small> 桑原 理哲	代表取締役社長兼社長執行役員 監査部担当	100% (17回/17回)
2	<b>再任</b> <small>おかだ のぶよし</small> 岡田 啓芳	取締役兼専務執行役員 業務管理本部長兼証券本部・ 経営企画部管掌	100% (17回/17回)
3	<b>再任</b> <small>すずき まひと</small> 鈴木 真人	取締役兼専務執行役員 内部管理本部・人事研修部・ 総務部管掌	100% (17回/17回)
4	<b>再任</b> <small>さくらい あゆむ</small> 櫻井 歩	取締役兼常務執行役員 情報本部長兼営業企画部担当兼 ウェルスマネジメント部担当兼 カスタマーセンター担当兼 ビジネス・ソリューション部担当兼 法人本部管掌	100% (17回/17回)
5	<b>再任</b> <small>しげやま くにひこ</small> 重山 都彦	取締役兼上席執行役員 営業本部長	100% (13回/13回)
6	<b>再任</b> <small>こばやし ゆきこ</small> 小林裕紀子	<b>社外取締役</b> <b>独立役員</b> 取締役	94% (16回/17回)
7	<b>再任</b> <small>たにもと みちひさ</small> 谷本 道久	<b>社外取締役</b> <b>独立役員</b> 取締役	100% (17回/17回)
8	<b>再任</b> <small>たなか ひでかず</small> 田中 秀和	<b>社外取締役</b> <b>独立役員</b> 取締役	100% (17回/17回)

注：重山都彦氏の出席状況については、2020年6月26日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。



**取締役在任年数**

11年(本株主総会最終時)

**取締役会への出席状況**

100% (17回/17回)

**所有する当社株式の数**

31,900株

**1** くわはら よしあき  
**桑原 理哲** 1961年5月9日生(満60歳)

**再任**

**略歴、当社における地位および担当(重要な兼職の状況)**

1985年4月	当社入社	2012年4月	当社常務取締役 営業本部長兼営業企画部担当
2000年7月	当社浜田支店長	2014年4月	当社常務取締役 営業本部長兼 ホームトレード部担当兼 法人本部・営業企画部管掌
2001年10月	当社今治支店長	2014年6月	当社常務取締役 営業本部長兼 法人本部・営業企画部管掌
2005年7月	当社名古屋支店長	2016年4月	当社常務取締役 内部管理本部長
2006年9月	当社営業企画部長	2017年4月	当社代表取締役社長
2007年4月	当社執行役員 営業企画部長	2019年4月	当社代表取締役社長兼社長執行役員 監査部担当(現任)
2008年10月	当社執行役員 経営企画部長		
2010年6月	当社取締役 経営企画部長兼総務部担当		
2011年5月	当社取締役 営業本部長兼営業企画部担当		

**特別の利害関係**

桑原理哲氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

**取締役候補者とした理由**

桑原理哲氏は、営業部門での幅広い経験を有し、企画部門の担当役員や内部管理本部長等を歴任したほか、取締役社長に就任し、当社の企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの経験と実績から、取締役として相応しい経験と能力を有しており、引き続き取締役候補者いたしました。

注：桑原理哲氏の「桑」は、戸籍上の文字は「栗」(「十」3つの下に「木」)ですが、本定時株主総会招集ご通知では、「桑」に表記を統一しております。



### 取締役在任年数

5年（本株主総会終結時）

### 取締役会への出席状況

100%（17回／17回）

### 所有する当社株式の数

6,900株

2 おかだ のぶよし **岡田 啓芳** 1963年1月10日生（満58歳）

再任

### 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1985年4月	株式会社日本長期信用銀行入行	2018年1月	当社常務取締役 情報本部・証券本部・法人本部・ 経営企画部管掌
2000年8月	株式会社日本興業銀行入行	2018年4月	当社専務取締役 情報本部・証券本部・法人本部・ 経営企画部管掌
2012年4月	株式会社みずほコーポレート銀行 営業第十四部長	2018年6月	当社専務取締役 情報本部・証券本部・ 経営企画部管掌
2012年5月	同行営業第十四部長兼 みずほ証券株式会社 投資銀行グループ コーポレートカバレッジ第五部長	2019年4月	当社取締役兼専務執行役員 証券本部・経営企画部管掌
2014年4月	みずほ証券株式会社 金融公共グループ副グループ長	2019年6月	当社取締役兼専務執行役員 経営企画部管掌
2015年5月	当社常任顧問	2020年4月	当社取締役兼専務執行役員 証券本部・経営企画部管掌
2015年6月	当社執行役員 業務管理本部長	2021年4月	当社取締役兼専務執行役員 業務管理本部長兼証券本部・ 経営企画部管掌（現任）
2016年6月	当社取締役 情報本部・経営企画部管掌		
2017年4月	当社常務取締役 情報本部・証券本部・ 経営企画部管掌		

### 特別の利害関係

岡田啓芳氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

### 取締役候補者とした理由

岡田啓芳氏は、金融機関での豊富な業務経験を有し、当社の企画部門の担当役員や業務管理本部長を歴任し、当社の企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの経験と実績から、取締役として相応しい経験と実績を有しており、引き続き取締役候補者といたしました。



**取締役在任年数**

7年（本株主総会最終時）

**取締役会への出席状況**

100%（17回／17回）

**所有する当社株式の数**

20,500株

**3** すずき **鈴木** まひと **真人** 1958年2月16日生（満63歳）

再任

**略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）**

1980年4月	株式会社加藤製作所入社	2017年7月	当社取締役 ホームトレード部担当兼 業務管理本部管掌
1987年2月	当社入社		
2005年7月	当社システム統括部長	2018年4月	当社常務取締役 ホームトレード部担当兼 業務管理本部管掌
2008年10月	当社業務管理本部長兼 システム統括部長		
2009年6月	当社執行役員 業務管理本部長兼システム統括部長	2018年6月	当社常務取締役 業務管理本部・内部管理本部管掌
2011年12月	当社執行役員 業務管理本部長	2019年4月	当社取締役兼専務執行役員 業務管理本部・内部管理本部管掌
2013年4月	当社常務執行役員 業務管理本部長	2020年4月	当社取締役兼専務執行役員 業務管理本部長兼内部管理本部・ 人事研修部・総務部管掌
2014年6月	当社取締役 業務管理本部長兼 ホームトレード部担当	2021年4月	当社取締役兼専務執行役員 内部管理本部・人事研修部・ 総務部管掌（現任）
2015年6月	当社取締役 ホームトレード部担当 兼業務管理本部管掌		
2016年6月	当社取締役 業務管理本部長兼 ホームトレード部担当		

**特別の利害関係**

鈴木真人氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

**取締役候補者とした理由**

鈴木真人氏は、システム部門での豊富な業務経験を有し、業務管理本部長、人事・総務部門の担当役員を歴任し、また、内部管理統括責任者としてコンプライアンス遵守、お客さま本位の経営態勢確立に向け、具体的な方針を策定・遂行し、当社の企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの経験と実績から、取締役として相応しい経験と実績を有しており、引き続き取締役候補者としていたしました。



### 取締役在任年数

2年（本株主総会最終時）

### 取締役会への出席状況

100%（17回／17回）

### 所有する当社株式の数

6,700株

**4** さくら い 桜井 4 あゆむ 歩 1963年8月9日生（満57歳）

再任

### 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1987年4月	日興証券株式会社 （現・SMBC日興証券株式会社）入社	2020年5月	当社取締役兼常務執行役員 情報本部長兼営業企画部担当兼 ウェルスマネジメント部担当兼 カスタマーセンター担当兼 法人本部・営業本部管掌
2016年3月	同社執行役員 商品マーケティング本部長	2020年6月	当社取締役兼常務執行役員 情報本部長兼営業企画部担当兼 ウェルスマネジメント部担当兼 カスタマーセンター担当兼 法人本部管掌
2018年1月	当社顧問	2020年9月	当社取締役兼常務執行役員 情報本部長兼営業企画部担当兼 ウェルスマネジメント部担当兼 カスタマーセンター担当兼 IFA 準備室担当兼法人本部管掌
2018年4月	当社常務執行役員 営業企画部担当	2021年4月	当社取締役兼常務執行役員 情報本部長兼営業企画部担当兼 ウェルスマネジメント部担当兼 カスタマーセンター担当兼 ビジネス・ソリューション部担当兼 法人本部管掌（現任）
2019年1月	当社常務執行役員 営業企画部担当 兼カスタマーセンター準備室担当兼 カスタマーセンター準備室長		
2019年4月	当社上席執行役員 営業企画部担当 兼ホームトレード部担当兼 カスタマーセンター準備室長		
2019年6月	当社取締役兼上席執行役員 ホームトレード部担当兼証券本部・ 営業企画部・カスタマーセンター管掌		
2020年3月	当社取締役兼上席執行役員 法人本部長兼営業本部長兼ホームト レード部担当兼証券本部・営業企画 部・カスタマーセンター管掌		
2020年4月	当社取締役兼常務執行役員 情報本部長兼営業企画部担当兼 カスタマーセンター担当兼法人本部・ 営業本部管掌		

### 特別の利害関係

桜井歩氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

### 取締役候補者とした理由

桜井歩氏は、金融機関の投資信託関連業務等での長年の豊富な経験と知識を有し、当社の営業部門や情報部門の担当役員を歴任し、コンプライアンス遵守、お客さま本位の経営態勢の確立に向け、具体的な方針を策定し遂行してまいりました。これまでの経験と実績から、取締役として相応しい経験と実績を有しており、引き続き取締役候補者といたしました。



**5** しげやま くにひこ  
**重山 都彦** 1962年1月16日生（満59歳）

**再任**

**略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）**

1984年 4月	当社入社	2019年 4月	当社上席執行役員人事研修部長
2011年 7月	当社監査部長	2020年 4月	当社上席執行役員営業本部長
2015年 4月	当社執行役員監査部長	2020年 6月	当社取締役兼上席執行役員 営業本部長（現任）
2016年 4月	当社執行役員人事研修部長		
2018年 4月	当社常務執行役員人事研修部長		

**特別の利害関係**

重山都彦氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

**取締役候補者とした理由**

重山都彦氏は、人事部門や企画部門等での豊富な業務経験を有し、営業部門の担当役員を歴任し、コンプライアンス遵守、お客さま本位の経営態勢の確立に向け、当社の企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの経験と実績から、取締役として相応しい経験と実績を有しており、引き続き取締役候補者といたしました。

**取締役在任年数**  
1年（本株主総会終結時）  
**取締役会への出席状況**  
100%（13回／13回）  
**所有する当社株式の数**  
21,600株

注：重山都彦氏の「都」は、戸籍上の文字は「都」（「日」の上に「丷」が付く）であります。本定時株主総会招集ご通知では、「都」に表記を統一しております。



**6** こばやし ゆきこ  
**小林 裕紀子**（公認会計士・税理士  
登録名：藤川裕紀子） 1965年3月16日生（満56歳）

**再任**

**社外取締役**

**独立役員**

**略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）**

1988年10月	中央新光監査法人入所	2013年 3月	星野リゾート・リート投資法人 監督役員（現任）
1998年 6月	金融監督庁（現金融庁）検査部 検査総括課 金融証券検査官	2014年 6月	当社社外取締役（現任）
2000年 7月	藤川裕紀子公認会計士事務所 所長 （現任）	2020年 6月	鹿島建設株式会社社外監査役（現任）
2012年 1月	税理士法人会計実践研究所 代表社員（現任）	2020年 6月	相鉄ホールディングス株式会社 社外取締役（現任）

**特別の利害関係**

小林裕紀子氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

**社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**

小林裕紀子氏は、公認会計士実務において高度な専門知識や金融監督庁（現金融庁）などでの実務経験等で培われた金融分野の豊富な知識や経験を活かし、客観的・専門的な視点から当社の業務執行の適切な監視・監督や助言をし、当社の企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの経験と実績から、社外取締役として今後も業務執行の適切な監視・監督や助言を期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に当社および他社の社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を遂行することができるものと判断しております。

**取締役在任年数**  
7年（本株主総会終結時）  
**取締役会への出席状況**  
94%（16回／17回）  
**所有する当社株式の数**  
0株



**7** たにもと **谷本** みちひさ **道久** 1952年6月2日生 (満69歳)

**再任** **社外取締役** **独立役員**

**略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)**

- |          |                 |          |              |
|----------|-----------------|----------|--------------|
| 1977年 4月 | 住友生命保険相互会社入社    | 2011年 7月 | 同社取締役常務執行役員  |
| 2000年 4月 | 同社証券投資部長        | 2012年 7月 | 同社常任顧問       |
| 2001年10月 | 同社資金債券運用部長      | 2016年 6月 | 当社社外取締役 (現任) |
| 2006年 4月 | 同社執行役員兼資金債券運用部長 |          |              |
| 2007年 7月 | 同社常務取締役嘱常務執行役員  |          |              |

**特別の利害関係**

谷本道久氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

**社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**

谷本道久氏は、金融機関の証券投資部門等での長年の豊富な経験と知識を有し、また、取締役・常務執行役員の就任歴で培われた経営に関する経験と知識を有しており、社外取締役として客観的な視点から当社の業務執行の適切な監視・監督や助言を期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

**取締役在任年数**  
5年 (本株主総会終結時)  
**取締役会への出席状況**  
100% (17回/17回)  
**所有する当社株式の数**  
0株



**取締役在任年数**

3年(本株主総会最終時)

**取締役会への出席状況**

100% (17回/17回)

**所有する当社株式の数**

0株

**8** たなか ひでかず  
**田中 秀和** 1958年5月10日(満63歳)

**再任** **社外取締役** **独立役員**

**略歴、当社における地位および担当(重要な兼職の状況)**

1981年4月	野村證券投資信託販売株式会社入社	2014年6月	静銀ティーエム証券株式会社 監査役(非常勤)
1997年5月	国際証券株式会社 経営企画部長	2015年6月	MUSビジネスサービス株式会社 取締役社長
2001年7月	同社取締役	2017年6月	同社取締役会長
2002年9月	三菱証券株式会社 執行役員	2018年6月	当社社外取締役(現任)
2005年10月	三菱UFJ証券株式会社 執行役員	2018年9月	株式会社SMALL WORLDS 執行役員
2010年5月	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 執行役員	2020年9月	同社取締役(現任)
2012年6月	同社常務執行役員 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 常務執行役員		
2013年6月	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 常務取締役 MUSビジネスサービス株式会社 取締役(非常勤)		

**特別の利害関係**

田中秀和氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

**社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**

田中秀和氏は、大手証券会社での長年の豊富な経験と知識を有し、また、取締役・常務執行役員の就任歴で培われた経営に関する経験と知識を有しており、社外取締役として客観的な視点から当社の業務執行の適切な監視・監督や助言を期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

注1：年齢、地位および担当は本定時株主総会時のものであります。

注2：小林裕紀子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会最終の時をもって7年であります。

注3：谷本道久氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会最終の時をもって5年であります。

注4：田中秀和氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会最終の時をもって3年であります。

注5：当社は、小林裕紀子氏、谷本道久氏および田中秀和氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しており、3氏が再任された場合、当社は3氏との当該契約を継続する予定であります。

注6：当社は、小林裕紀子氏、谷本道久氏および田中秀和氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ており、3氏が再任された場合、当社は引き続き3氏を独立役員として届け出る予定であります。

注7：当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。ただし、私的な利益や便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求や犯罪行為に起因する損害賠償請求等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の遂行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。各候補者は、当社の取締役として当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案により当社の取締役に再任された場合も、引き続き被保険者に含まれることとなります。また、本議案に係る取締役の任期中に、当該保険契約を更新することを予定しております。

第2号議案

## 監査役2名選任の件

監査役細田信行および監査役塚本誠の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出については、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



**監査役在任年数**

4年（本株主総会終結時）

**監査役会への出席状況**

100%（14回／14回）

**所有する当社株式の数**

0株

1

つかもと  
**塚本**

まこと  
**誠**

1952年9月16日生（満68歳）

再任

社外監査役

独立役員

**略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）**

1976年4月	株式会社広島銀行入行	2012年4月	同行常務執行役員
2003年6月	同行個人営業部長	2012年6月	同行常務取締役
2005年4月	同行西条支店長	2014年6月	株式会社広島アクションサービス 代表取締役社長
2007年4月	同行執行役員 西条支店長委嘱	2017年6月	当社社外監査役（現任）
2009年4月	同行常務執行役員 東京支店長委嘱		

**特別の利害関係**

塚本誠氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

**社外監査役候補者とした理由**

塚本誠氏は、金融機関における長年の豊富な経験を有し、また会社経営の経験により、企業統治に関しても高い見識を有しており、社外監査役として客観的・中立的な立場から経営の監視や適切な助言を期待できるため、引き続き社外監査役候補者としたしました。



監査役在任年数

—

監査役会への出席状況

—

所有する当社株式の数

0株

**2** <sup>きむら</sup> **木村** <sup>さいし</sup> **祭氏** 1951年9月11日生（満69歳）

新任

社外監査役

独立役員

**略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）**

1974年 4月	十和株式会社（現 株式会社4℃ホールディングス）入社	2013年 3月	株式会社F&Aアクアホールディングス（現 株式会社4℃ホールディングス）代表取締役会長
1992年 5月	株式会社アスティ（現 株式会社4℃ホールディングス）取締役	2013年 3月	株式会社アスティ 代表取締役会長（現任）
2000年 3月	株式会社アスティ（現 株式会社4℃ホールディングス）代表取締役専務	2018年 3月	株式会社4℃ホールディングス 代表取締役会長・CEO（現任）
2001年 5月	株式会社アージュ 代表取締役社長	2018年 3月	株式会社エフ・ディ・シー・プロダクツ 代表取締役会長・CEO
2004年 3月	株式会社アスティ（現 株式会社4℃ホールディングス）代表取締役副社長	2020年 5月	株式会社エフ・ディ・シー・プロダクツ 代表取締役会長（現任）
2006年 9月	株式会社アスティ 代表取締役副社長	<b>（重要な兼職の状況）</b> 株式会社4℃ホールディングス 代表取締役会長・CEO 株式会社エフ・ディ・シー・プロダクツ 代表取締役会長 株式会社アスティ 代表取締役会長	
2007年 3月	株式会社F&Aアクアホールディングス（現 株式会社4℃ホールディングス）代表取締役社長		
2007年 3月	株式会社アスティ 代表取締役社長		
2007年 3月	株式会社エフ・ディ・シー・プロダクツ 代表取締役会長		

**特別の利害関係**

木村祭氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

**社外監査役候補者とした理由**

木村祭氏は、事業会社の経営者としての長年の豊富な経験による幅広い知識を有し、また、企業統治に関しても高い見識を有しており、社外監査役として客観的・中立的な立場から経営の監視や適切な助言を期待できるため、新たに社外監査役候補者としていたしました。

注1：年齢および地位は本定時株主総会時のものであります。

注2：塚本誠氏および木村祭氏は、社外監査役候補者であります。

注3：塚本誠氏は現在、当社の監査役であります。監査役としての在任期間は本定時株主総会の終結をもって4年となります。

注4：当社は、塚本誠氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。

注5：当社は、塚本誠氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合、当社は引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

注6：木村祭氏が監査役に選任された場合、当社は、同氏と会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。

注7：木村祭氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の候補者であります。

注8：当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。ただし、私的な利益や便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求や犯罪行為に起因する損害賠償請求等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の遂行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。塚本誠氏は、当社の監査役として当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案により監査役に再任された場合も、引き続き被保険者に含まれることとなり、木村祭氏が監査役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、本議案に係る監査役の任期中に、当該保険契約を更新することを予定しております。

以上

## <ご参考>

### 社外役員の独立性に関する基準

当社の社外取締役または社外監査役（以下併せて「社外役員」という。）が独立性を有していると判断されるには、当該社外役員が、以下のいずれにも該当してはならない。

1. 当社を主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社から受けた者）またはその業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）
2. 当社の主要な取引先（当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結営業収益の2%以上の支払いを行っている者）またはその業務執行者
3. 当社または当社の連結子会社の会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナーもしくは従業員である者
4. 過去3年間において上記1から3に掲げる者
5. 当社から役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザリー・ファームである場合は、過去3事業年度の平均で、当該ファームの連結総売上高の2%以上の財産を当社から得ているファームの社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者）
6. 当社から過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の寄付または助成を受けている者またはその業務執行者
7. 次の(1)から(4)までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の配偶者または二親等内の親族
  - (1) 上記1から6までに掲げる者
  - (2) 当社の子会社の業務執行者
  - (3) 当社の子会社の業務執行者でない取締役
  - (4) 過去3年間において前(2)および(3)または当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

<ご参考>

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、投資家と金融商品取引市場を仲介する金融商品取引業者としての社会的責任を常に認識し、企業価値の増大・最大化を通じてステークホルダーの満足度を高めることを目指すとともに、法令遵守の徹底と経営の健全性と透明性を確保する観点からコーポレート・ガバナンスが有効に機能する体制を整備しております。

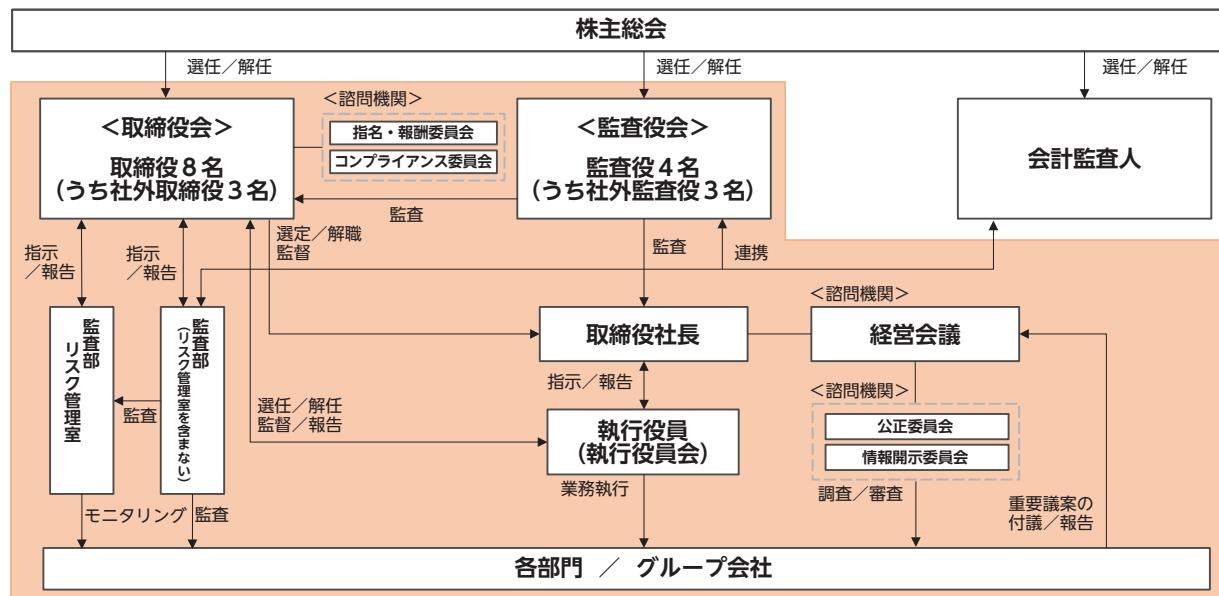
当社は、「倫理方針」として以下を定め、金融商品取引業者としての社会的責任を達成するために、投資者の保護と信頼性の向上を図ることにしております。

1. 私たちは、証券市場の担い手としての社会的責任を認識し、誠実かつ公正な業務を行います。
2. 私たちは、お客さまとの信頼関係を大切にし、質の高い金融サービスの提供を行います。
3. 私たちは、法令・諸規則を遵守し、社会人としての常識や倫理に照らして正しい行動をします。
4. 私たちは、人権および環境を尊重し、社会貢献に努めます。
5. 私たちは、反社会的勢力に対しては断固とした姿勢で臨みます。

なお、当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を「コーポレートガバナンスに関するガイドライン」に定め、ホームページに公表しております。

([https://www.toyo-sec.co.jp/company/corporate\\_governance/policy/pdf/governance\\_guideline.pdf](https://www.toyo-sec.co.jp/company/corporate_governance/policy/pdf/governance_guideline.pdf))

(コーポレート・ガバナンス体制図)



## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルスやその変異株の感染拡大と経済運営の正常化の舵取りとの間で未曾有の困難な状況に直面しました。一方で、世界各国政府や中央銀行による積極的な財政・金融政策が実行されていることや、ワクチン接種が進行していることもあり、期初の想定に比べ世界経済は早期に持ち直すことができました。依然として予断を許さぬ状況が続いていますが、世界経済は徐々に再度の成長局面へと回帰していくことが示唆されています。

このような環境下、国内株式市場において、日経平均株価は期初18,686.12円で始まりしました。新型コロナウイルス感染症の影響により国内で緊急事態宣言が発出されたことから、一時的に景気の先行きに対する懸念が強まりました。その後、各国の金融・経済対策への期待や新型コロナウイルス感染症のワクチン接種開始などを背景に日経平均株価は上昇し、2月16日に当連結会計年度の高値30,714.52円を付け、3月末の日経平均株価は29,178.80円で取引を終了しました。

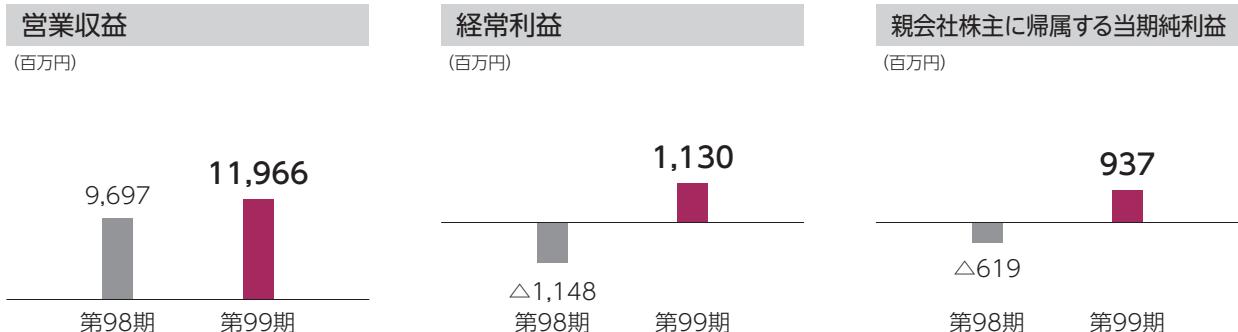
米国株式市場においては、主要株価指数であるダウ工業株30種平均は期初21,227.38米ドルで始まりしました。デジタルトランスフォーメーション（DX）への期待感からハイテク株が戻りを主導する相場展開となりました。9月以降は米中対立の先鋭化と米国大統領選挙を控え26,000米ドル前半から29,000米ドル前半でもみ合う場面も見られましたが、11月に入ると一般投票でのバイデン大統領候補の勝利が濃厚となり、民主党主導での大型経済対策への期待感が高まったことに加え、ファイザー社やモデルナ社といった米国製薬企業が相次いでワクチンの良好な治験結果を発表したことから、経済活動の再開期待が高まり、これまで物色から外れていたバリュース株にも資金が流入し30,000米ドルの大台の定着を目指す展開となりました。2月に入り米国金利上昇が加速する

と、これまで相場を牽引してきた高バリュエーションの成長株が調整する展開となりましたが、バリュース株の物色は継続し、ナスダック総合指数の調整を横目にダウ工業株30種平均は堅調に推移し、3月29日に高値33,259.00米ドルを付け、3月末のダウ工業株30種平均は32,981.55米ドルで取引を終了しました。

当社が注力している中国・香港株式市場において、主要株価指数であるハンセン指数は期初23,365.90ポイントで始まりました。4月から6月後半にかけては米国株高や中国の経済活動正常化期待、米中対立への警戒などを材料に22,500ポイントから25,000ポイント近辺での動きとなりました。6月30日の「香港国家安全維持法」施行後は、中国から香港への投資資金の流入が加速し上昇に転じました。その後、米國政権による中国製アプリや通信事業者等を排除する動きを受け、9月25日に23,124.25ポイントまで下落する場面も見られましたが、中国景気の回復や新型コロナウイルスワクチンの進展期待の高まりから投資家心理が強気に傾き、2月18日に31,183.36ポイントの高値を付け、3月末のハンセン指数は28,378.35ポイントで取引を終了しました。

このような状況のもと、当連結会計年度の当社グループの業績は、期初は新型コロナウイルス感染拡大に伴う営業活動自粛の影響を受けて低迷したものの、2020年5月の緊急事態宣言解除後は、当社限定の中国株ファンドの販売が好調に推移し、また、マーケット環境が好転したことにより、投信募集手数料および委託手数料が増加したため営業収益は119億66百万円（前連結会計年度比123.3%）、経常利益は11億30百万円（前連結会計年度は11億48百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は9億37百万円（前連結会計年度は6億19百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）になりました。

【ご参考】



なお、主な内訳は以下のとおりであります。

## 受入手数料

**88億21**百万円 (前連結会計年度比 130.0%)

科目別の概況は以下のとおりであります。

### ■ 委託手数料

当連結会計年度の東証一・二部の1日平均売買代金は2兆8,528億円(前連結会計年度比107.9%)になりました。当社の国内株式委託売買代金は7,623億円(前連結会計年度比122.8%)、外国株式委託売買代金は1,064億円(前連結会計年度比189.6%)になりました。その結果、当社グループの委託手数料は36億65百万円(前連結会計年度比147.7%)になりました。

### ■ 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は債券の引受高の減少等により18百万円(前連結会計年度比39.5%)になりました。

### ■ 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

主に証券投資信託の販売手数料で構成される募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は株式投資信託の募集金額が1,193億円(前連結会計年度比121.3%)に増加したため33億74百万円(前連結会計年度比127.7%)になりました。

### ■ その他の受入手数料

証券投資信託の代行手数料が中心のその他の受入手数は株式投資信託の預り資産の平均残高が2,366億円(前連結会計年度比118.2%)に増加したため、17億62百万円(前連結会計年度比109.3%)になりました。

[ご参考]

#### 委託手数料

41.5% 36億65百万円  
(前連結会計年度比 147.7%)

#### 引受け・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の手数料

0.2% 18百万円  
(前連結会計年度比 39.5%)

#### 募集・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の取扱手数料

38.3% 33億74百万円  
(前連結会計年度比 127.7%)

#### その他の受入手数料

20.0% 17億62百万円  
(前連結会計年度比 109.3%)

受入手数料の  
内訳

**トレーディング損益****28億57**百万円（前連結会計年度比 113.0%）

トレーディング損益は米国株の店頭取引売買代金の増加等により株券等が17億6百万円（前連結会計年度比112.5%）、外国債券取引の減少等により債券等が4億8百万円（前連結会計年度比68.2%）、中国株取引に係る為替手数料の増加等によりその他が7億42百万円（前連結会計年度比180.1%）で合計28億57百万円（前連結会計年度比113.0%）になりました。

**金融収支****1億57**百万円（前連結会計年度比 53.3%）

金融収益は受取利息の減少等により2億86百万円（前連結会計年度比73.9%）になりました。また、金融費用は信用取引費用の増加等により1億29百万円（前連結会計年度比138.8%）になりました。この結果、差引金融収支は1億57百万円（前連結会計年度比53.3%）になりました。

**販売費・一般管理費****111億92**百万円（前連結会計年度比 98.5%）

販売費・一般管理費は、賞与引当金繰入の増加等により人件費が55億83百万円（前連結会計年度比103.2%）、コンサルティング費用の減少等により事務費が19億35百万円（前連結会計年度比92.1%）、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う訪問営業等の自粛による旅費・交通費や交際費の減少等により取引関係費が13億円（前連結会計年度比90.8%）となったため、合計で111億92百万円（前連結会計年度比98.5%）になりました。

**営業外損益****4億86**百万円（前連結会計年度比 81.2%）

営業外収益は数理計算上の差異償却、投資有価証券配当金の減少等により5億24百万円（前連結会計年度比79.4%）、営業外費用は子会社の為替差損の減少等により37百万円（前連結会計年度比61.7%）で差引損益は4億86百万円（前連結会計年度比81.2%）になりました。

**特別損益****75**百万円（前連結会計年度比 11.8%）

特別利益は金融商品取引責任準備金戻入等により1億41百万円（前連結会計年度比19.5%）、特別損失は投資有価証券評価損により66百万円（前連結会計年度比75.1%）で差引損益は75百万円（前連結会計年度比11.8%）になりました。

## 2. 資金調達等についての状況

### 資金調達

経常的な資金調達のみで増資等による資金調達は行いませんでした。

### 設備投資

事務機器等を中心に1億49百万円の設備投資を行いました。

### 事業の譲渡、吸収分割または新設分割

当連結会計年度において損害保険代理店事業を譲渡しましたが、金額的な重要性が乏しいため記載を省略しております。

### 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

### 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

### 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

該当事項はありません。

### 3. 財産及び損益の状況

#### 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分	第96期 2018年3月期	第97期 2019年3月期	第98期 2020年3月期	第99期 2021年3月期 (当連結会計年度)
営業収益	15,767	10,513	9,697	11,966
純営業収益	15,647	10,420	9,604	11,836
経常利益又は経常損失(△)	3,025	△1,152	△1,148	1,130
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	1,833	△2,478	△619	937
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	22円21銭	△29円88銭	△7円70銭	11円90銭
総資産	82,756	71,014	71,666	87,167
純資産	43,406	38,477	35,158	38,589

#### 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分	第96期 2018年3月期	第97期 2019年3月期	第98期 2020年3月期	第99期 2021年3月期 (当事業年度)
営業収益	15,530	10,396	9,589	11,801
(うち受入手数料)	(9,220)	(6,585)	(6,682)	(8,658)
純営業収益	15,411	10,305	9,499	11,672
経常利益又は経常損失(△)	3,022	△931	△964	1,194
当期純利益又は当期純損失(△)	1,830	△2,223	△434	991
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	22円17銭	△26円80銭	△5円41銭	12円58銭
総資産	78,997	67,532	67,957	83,259
純資産	42,757	38,265	35,603	38,283

## 4. 対処すべき課題

### (1) 中期的経営ビジョン

対面リテール証券の経営環境は、人口減少・顧客の高齢化が進む一方で、個人の資産運用ニーズは益々高まっており、ビジネスチャンスも広がっております。

このような環境下、当社は、2020年4月より外部機関の意見も踏まえ、第六次中期経営計画（5カ年計画）「もっと ずっと... とともに TO YOU」をスタートさせました。目指すべき将来像として、世代を超えて信頼され、資産運用・資産形成のアドバイザーとして選ばれる「スーパー・リージョナル（地域密着型）・リテール証券会社」を掲げ、お客さまロイヤルティを追求した営業スタイル改革により、これまで以上に「お客さま本位」の経営で顧客基盤を拡充し、持続的な成長モデルへの進化を目指します。

### (2) 戦略骨子・施策概要

第六次中期経営計画では、お客さまごとにカスタマイズした営業スタイル改革を実現し、お客さまのロイヤルティ向上につなげ、持続的成長が可能なビジネスモデルの確立を目指してまいります。また、働き甲斐のある職場環境や人事評価などにより従業員満足度を上げ、質の高い顧客サービスの実現につなげてまいります。

### 【基本方針】

- ◇「もっと」これまで以上にお客さまから信頼され、「もっと」頼りにされる存在に
- ◇「ずっと」次世代までも末永く
- ◇「ともに」お客さま、ご家族さま、地域の方々とともに」歩む存在に

### 【重点施策】

- ◇お客さまへの付加価値提供  
付加価値戦略…お客さまニーズの把握、ニーズに合った付加価値提案など
- ◇お客さまとの接点の多様化  
チャンネル戦略…マルチチャンネルの活用、地域特性を踏まえた営業店体制など
- ◇組織・人材基盤の強化  
業務戦略…営業店・本社の効率化、顧客対応時間の捻出、コスト効率化など  
組織戦略…本社の支援機能強化・再構築配置  
人材戦略…業績評価・人事評価、人材育成・人材配置など

## 5. 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

### 株式業務

株式業務は、流通市場における委託売買業務、自己売買業務及び発行市場における引受け・売出し業務、募集・売出しの取扱業務から成り立っており、その主な内容は、次のとおりであります。

### 委託売買業務

金融商品取引所及びそれ以外の市場（店頭市場）において、顧客の注文に従って売買を執行する業務

### 自己売買業務

当社が自己の計算において売買を行う業務

### 引受け・売出し業務

株式の募集・売出しにつき、売れ残りを引き取る条件で顧客に販売する業務

### 募集・売出しの取扱業務

株式の募集・売出しにつき、顧客に販売する業務

### 債券業務

債券業務は、流通市場における委託売買業務、自己売買業務及び発行市場における引受け・売出し業務、募集・売出しの取扱業務から成り立っております。

### 投資信託業務

投資信託業務は、投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券の募集・売出しの取扱業務ならびに売買業務から成り立っております。

### デリバティブ取引業務

デリバティブ取引業務は、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引の委託取引業務ならびに自己取引業務から成り立っております。

### 保険業務

保険業法に基づく、保険契約の締結の代理または媒介に係る業務から成り立っております。

## 6. 主要拠点等

### 主要な営業拠点 (2021年3月31日現在)

#### 当 社

本 店 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号

支 店 30店

区分	店舗数
東日本ブロック	四谷支店など 9店
東海・近畿・四国ブロック	大阪支店など 9店
西日本ブロック	広島支店など 12店

営業所 福山支店府中営業所

#### 主要な子会社

東洋証券亜洲有限公司 香港

### 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

#### 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
733名	1名増

注：上記従業員数のほか、歩合外務員5名、派遣社員2名が在籍しております。

#### 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
718名	4名増	41.4歳	16.3年

注：上記従業員数のほか、歩合外務員5名、派遣社員2名が在籍しております。

## 7. 重要な親会社及び子会社の状況 (2021年3月31日現在)

### 親会社の状況

該当事項はありません。

### 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
東洋証券亜洲有限公司	110,000 千香港ドル	100 %	香港における証券業務全般

### 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## 8. 主要な借入先及び借入額 (2021年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	2,100 百万円
株式会社広島銀行	1,200
株式会社三菱UFJ銀行	550
三井住友信託銀行株式会社	500
株式会社山口銀行	500
株式会社七十七銀行	500
日本証券金融株式会社	2,423

## 9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主のみなさまに対する利益の還元を経営上重要な施策の1つとして位置付けております。

利益配分にあたっては、経営基盤の確立のための内部留保の充実に配慮し毎期の業績を反映しつつ、株主資本と収益環境の状況を総合的に勘案し、年1回の取締役会決議による剰余金の配当や機動的な自己株式の取得により株主のみなさまに利益の還元を実施することを基本方針としております。

剰余金の配当については、配当性向年間約30%を

目安としつつ、安定性にも配慮し分配可能額に占める割合を指標としております。なお、分配可能額に占める割合は、収益環境と株主資本の状況を総合的に勘案し、適宜見直してまいります。

上記方針のもと、2021年3月期の期末配当につきましては、1株当たり配当6円といたしました。

引き続き全社を挙げて業績の向上に邁進し、株主のみなさまへより多くの利益の還元ができるよう努力してまいります。

## 2 株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 316,000,000株
2. 発行済株式の総数 87,355,253株 (うち自己株式 3,989,275株)
3. 株主数 8,779名
4. 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社野村総合研究所	6,860 千株	8.2 %
住友生命保険相互会社	5,449	6.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬BIP信託口・76402口)	4,502	5.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,448	5.3
株式会社広島銀行	3,120	3.7
水戸証券株式会社	2,928	3.5
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,009	2.4
東洋証券従業員持株会	1,277	1.5
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,090	1.3
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	1,055	1.2

注1：当社は自己株式として3,989,275株を保有しておりますが、上記の上位10名の株主から除外しております。なお、自己株式3,989,275株には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式4,502,791株は含めておりません。

注2：持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

## 5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

- ・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く。)	226,674	2
社外取締役	—	—
監査役	182,000	1

注1：取締役 (社外取締役を除く。) への交付は2020年3月末に退任した取締役に對して交付したものであります。

注2：監査役への交付は従前の株式報酬型ストックオプション廃止時における未行使の新株予約権について、退任時に交付したものであります。

## 6. その他株式に関する重要事項

当社は、2019年6月26日開催の第97回定時株主総会における決議に基づき、取締役 (国外居住者を除く) 及び執行役員 (国外居住者を除く) の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役 (国外居住者を除く) 及び執行役員 (国外居住者を除く) が当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、役員株式報酬制度 (役員報酬BIP信託) を導入しております。2021年3月末現在において、日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬BIP信託口) が保有する当社株式は4,502,791株であります。

## 3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### 1. 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役社長兼 社長執行役員 (代表取締役)	桑 原 理 哲	監査部担当	
取締役兼 専務執行役員	岡 田 啓 芳	証券本部・経営企画部管掌	
取締役兼 専務執行役員	鈴 木 眞 人	業務管理本部長兼内部管理本部・人事研修部・総務部管掌	
取締役兼 常務執行役員	櫻 井 歩	情報本部長兼営業企画部担当兼ウェルスマネジメント部担当兼カスタマーセンター担当兼IFA準備室担当兼法人本部管掌	
取締役兼 上席執行役員	重 山 都 彦	営業本部長	
取締役	小 林 裕 紀 子 (公認会計士・税理士) (登録名 藤川裕紀子)		
取 締 役	谷 本 道 久		
取 締 役	田 中 秀 和		
常勤監査役	縄 田 正 人		
常勤監査役	伊 藤 逸 朗		
監 査 役	細 田 信 行		
監 査 役	塚 本 誠		

注1：取締役小林裕紀子氏、取締役谷本道久氏及び取締役田中秀和氏は、社外取締役であります。

注2：常勤監査役伊藤逸朗氏、監査役細田信行氏及び監査役塚本誠氏は、社外監査役であります。

注3：取締役小林裕紀子氏、取締役谷本道久氏、取締役田中秀和氏、常勤監査役伊藤逸朗氏、監査役細田信行氏及び監査役塚本誠氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。

注4：常勤監査役伊藤逸朗氏は金融機関のコンプライアンス分野や与信業務分野における豊富な経験と知識を有するものであります。監査役細田信行氏は、事業会社の経営者としての長年の豊富な経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

注5：2020年6月26日開催の定時株主総会において、重山都彦氏が取締役に選任され就任いたしました。

注6：2020年6月26日開催の定時株主総会において、伊藤逸朗氏が常勤監査役に選任され就任いたしました。

注7：2020年6月26日開催の定時株主総会最終の時をもって、常勤監査役西村充市氏は任期満了により退任いたしました。

注8：2021年4月1日現在の取締役、執行役員の地位及び担当は次のとおりであります。

## ・取締役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役社長兼 社長執行役員 (代表取締役)	桑 原 理 哲	監査部担当	
取締役兼 専務執行役員	岡 田 啓 芳	業務管理本部長兼証券本部・経営企画部管掌	
取締役兼 専務執行役員	鈴 木 眞 人	内部管理本部・人事研修部・総務部管掌	
取締役兼 常務執行役員	櫻 井 歩	情報本部長兼営業企画部担当兼ウェルスマネジメント部担当兼カスタマーセンター担当兼ビジネス・ソリューション部担当兼法人本部管掌	
取締役兼 上席執行役員	重 山 都 彦	営業本部長	
取 締 役	小 林 裕 紀 子 (公認会計士・税理士) (登録名 藤川裕紀子)		
取 締 役	谷 本 道 久		
取 締 役	田 中 秀 和		

## ・執行役員

地位	氏名	担当
上席執行役員	土 居 晃 夫	証券本部長兼証券業務部長
執行役員	内 木 雅 彦	
執行役員	松 本 誠	人事研修部担当兼総務部担当
執行役員	田 所 博	特命・コンプライアンスオフィサー
執行役員	尾 崎 典 之	東日本ブロック長
執行役員	横 川 満 紀	内部管理本部長
執行役員	小 平 孝 哉	特命・コンプライアンスオフィサー
執行役員	中 尾 正 敏	アジア戦略担当兼東洋証券亜洲有限公司社長
執行役員	河 村 政 文	経営企画部担当
執行役員	三 浦 秀 明	東海・近畿・四国ブロック長
執行役員	中 丸 裕 史	西日本ブロック長

## 2. 責任限定契約に関する事項

当社と社外役員は会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 3. 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

### ① 被保険者の範囲

当社及び当社の子会社のすべての取締役、監査役、執行役員、重要な使用人及びそれらの相続人等

### ② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補するものです。ただし、私的な利益や便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求や犯罪行為に起因する損害賠償請求等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の遂行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。

## 5. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2019年2月25日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

(取締役及び執行役員の報酬等の額の決定に関する方針)

- (ア) 取締役及び執行役員の報酬の決定方針は、企業価値の持続的な向上や株主価値との共有、人材確保の観点から適切なインセンティブ機能を有するよう以下のとおりとしております。
  - a 業績との連動性に配慮したものであること
  - b 報酬水準等は外部機関の調査データ等に基づく客観的な比較検証により、役割と責務に相応しい水準とすること
  - c 個々の能力や目標達成度等の実績及び経営状況等に見合った内容とすること
  - d 取締役会が取締役及び執行役員の報酬を決定するに際しては、指名・報酬委員会の答申を受けその内容を尊重し、株主をはじめとするステークホルダーに対し説明責任を果たすことのできる透明性・公平性・客観性を確保すること

(イ) 取締役及び執行役員の報酬は、役職ごとに以下のとおり構成しております。なお、2019年6月26日定時株主総会決議により、新たな株式報酬制度を導入するとともに、従前の株式報酬型ストックオプションを廃止しております。

a 取締役（社外を除く）及び執行役員

固定報酬である月例報酬、単年度業績に連動する賞与ならびに株主価値との連動性を有する株式報酬（業績連動部分と固定部分）で構成する。

b 社外取締役

固定報酬である月例報酬及び株主価値との連動性を有する株式報酬（固定部分）で構成する。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

月例報酬及び賞与の上限（2006年6月29日定時株主総会。使用人分給与は含まれない。）

取締役：年額4億20百万円以内

監査役：年額90百万円以内

なお、執行役員に対する月例報酬及び賞与の上限は株主総会で決議されておられません。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名、監査役の員数は4名であります。

③ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬の額の決定方法

(ア) 賞与（短期業績連動報酬）

当社の取締役（社外を除く）・執行役員に対する報酬として、固定報酬とは別に、業績に連動した報酬として、その算定方法の透明性を確保することで会社業績の一層の向上を目指すことを目的として、当社の当期純利益に連動する賞与を支給しております。当該指標（当期純利益）を選択した理由は、企業価値の向上や株主価値との共有の観点から最も適していると考えたためであります。なお、当事業年度を含む当期純利益の推移は、「①企業集団の現況に関する事項」の「3.財産及び損益の状況」（24頁）に記載のとおりであります。

2020年3月期以降の各取締役（社外を除く）の支給額の算定方法は、以下のとおりであります。

a 支給総額

賞与の支給総額は、1億5千万円を上限に当社の当期純利益に1.8%を乗じた額（百万円未満は切り捨て）とする。

b 支給条件

以下のいずれも満たした場合に支給する。

- ・連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも利益を計上していること
- ・期末配当を実施していること

c 配分方法

各取締役への配分額は、支給総額に取締役会長1.5、取締役副会長1.35、取締役社長執行役員1.5、取締役副社長執行役員1.15、取締役専務執行役員1.05、取締役常務執行役員0.85、取締役上席執行役員0.725、取締役執行役員0.65の役位別係数を乗じ、全取締役の係数の合計で除した金額とする。ただし、代表権者以外は、そのうち一定割合（6分の5）について、個人の目標達成度に応じ0%～250%の範囲で変動する。

(イ) 株式報酬（中長期業績連動報酬）

2020年3月期より、取締役（社外を除く）・執行役員に対して支給する株式報酬は、報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、役位に応じた「固定ポイント」のほか経営指標として掲げる係数目標（時価総額等）の達成度等に応じて0%～200%の範囲で変動する「業績連動ポイント」を付与します。なお、当事業年度の係数目標の達成度等に応じた変動率は162.5%であります。

④ 非金銭報酬等の内容

株式報酬の上限等（2019年6月26日定時株主総会。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）です。）

(ア) 当社が拠出する金員の上限

3事業年度ごとに619百万円（内訳 取締役（社外を除く）・執行役員611百万円、社外取締役8百万円）以内。ただし、当初の2020年3月期から2023年3月期までの4事業年度につき824百万円（内訳 取締役（社外を除く）・執行役員814百万円、社外取締役10百万円）以内。また、2019年6月26日開催の第97回定時株主総会決議における株式報酬型ストックオプションからの移行措置分につき464百万円（取締役（社外を除く）・執行役員362百万円、社外取締役4百万円、監査役98百万円）以内。

(イ) 役員及び執行役員に交付する株式数（ポイント数）の上限

1事業年度ごとに983,000ポイント（内訳 取締役（社外を除く）・執行役員971,000ポイント、社外取締役12,000ポイント）以内。なお、株式報酬型ストックオプションからの移行措置分につき1,543,000ポイント（内訳 取締役（社外を除く）・執行役員1,206,000ポイント、社外取締役13,000ポイント、監査役324,000ポイント）以内。（原則として1ポイント1株とする。）

(ウ) 交付株式数の算定方法・交付時期等

毎事業年度終了後の所定の時期に、取締役（社外を除く）・執行役員に対しては、役位に応じた「固定ポイント」と経営指標として掲げる係数目標（時価総額等）の達成度等に応じて0%～200%の範囲で変動する「業績連動ポイント」を付与し、社外取締役に対して「固定ポイント」を付与する。付与したポイントは毎年累積し、取締役・執行役員の退任時にポイントの累計値に応じて当社株式等の交付等を行

う。なお、株式報酬ストックオプションからの移行措置として、役員及び執行役員が未行使の新株予約権については、各役員及び執行役員が権利放棄することを条件に、本制度の開始後遅滞なく、当該新株予約権の目的となる株式数相当のポイントを付与し、上記の累積ポイントと併せて（監査役は放棄した新株予約権相当分のみ）各役員及び執行役員の退任時に当社株式等の交付等を行う。

#### ⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	169	120	16	32	8
(うち社外取締役)	(19)	(18)	(0)	(1)	(3)
監査役	34	34	—	—	5
(うち社外監査役)	(21)	(21)	(—)	(—)	(4)

注1：業績連動報酬等は、当事業年度に費用計上した金銭で支払う役員賞与額であります。

注2：非金銭報酬等は、報酬の対象期間に応じて、複数年にわたって費用を計上する株式報酬制度である役員報酬BIP信託の当事業年度の費用計上額であります。

#### ⑥ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、所定の手続きを経て、指名・報酬委員会の答申を受け、その内容を尊重して決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ⑦ 監査役の報酬等の額の決定に関する事項

取締役の職務の執行を監査する機関として独立性を確保する観点から、監査役の報酬については、固定報酬である月例報酬のみ支給しております。各人別の支給額については、株主総会決議の報酬金額の範囲内で、各監査役の協議により決定しております。

## 6. 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ③ 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係  
該当事項はありません。
- ④ 各社外役員の主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	主な活動状況
取締役	小林 裕紀子	取締役会への出席状況：開催数17回 出席数16回（出席率94.1%） 他に経営会議、執行役員会およびコンプライアンス委員会に出席し、公認会計士および金融監督庁等での実務経験の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、当社の取締役、監査役および執行役員の人事や評価および報酬などを取締役会の諮問機関として審議する指名・報酬委員会の委員を務め、独立した客観的立場から会社の業績等への貢献度を評価・人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めてまいりました。
取締役	谷本 道久	取締役会への出席状況：開催数17回 出席数17回（出席率100.0%） 他に経営会議、執行役員会およびコンプライアンス委員会に出席し、金融機関の証券投資部門等での実務経験の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、当社の取締役、監査役および執行役員の人事や評価および報酬などを取締役会の諮問機関として審議する指名・報酬委員会の委員を務め、独立した客観的立場から会社の業績等への貢献度を評価・人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めてまいりました。
取締役	田中 秀和	取締役会への出席状況：開催数17回 出席数17回（出席率100.0%） 他に経営会議、執行役員会およびコンプライアンス委員会に出席し、大手証券会社での実務経験や事業会社経営の経験の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、当社の取締役、監査役および執行役員の人事や評価および報酬などを取締役会の諮問機関として審議する指名・報酬委員会の委員長を務め、独立した客観的立場から会社の業績等への貢献度を評価・人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めてまいりました。

常勤監査役	伊藤逸朗	<p>社外監査役就任後開催の取締役会への出席状況：開催数13回 出席数13回（出席率100.0%）</p> <p>社外監査役就任後開催の監査役会への出席状況：開催数10回 出席数10回（出席率100.0%）</p> <p>取締役会では、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会では、監査結果について意見交換を行っております。</p>
監査役	細田信行	<p>取締役会への出席状況：開催数17回 出席数17回（出席率100.0%）</p> <p>監査役会への出席状況：開催数14回 出席数14回（出席率100.0%）</p> <p>取締役会では、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会では、監査結果について意見交換を行っております。</p>
監査役	塚本誠	<p>取締役会への出席状況：開催数17回 出席数17回（出席率100.0%）</p> <p>監査役会への出席状況：開催数14回 出席数14回（出席率100.0%）</p> <p>取締役会では、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会では、監査結果について意見交換を行っております。</p>

注1：取締役会開催数に書面決議（3回）は含まれておりません。

注2：常勤監査役伊藤逸朗氏の取締役会及び監査役会への出席状況につきましては、2020年6月26日の就任後に開催されたものであります。

## 5 会計監査人の状況

### 1. 名称

有限責任 あずさ監査法人

### 2. 当該事業年度中に辞任した、または解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

### 5. 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

### 6. 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

### 7. 会計監査人に対する報酬等の額

- |  |       |
|--|-------|
| ① 当社が支払うべき会計監査人の報酬等の額                                      | 38百万円 |
| ② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容<br>顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務 | 2百万円  |
| ③ 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額                          | 40百万円 |

注1：監査役会は、監査役会が定める判断基準に基づき、会計監査人の報酬見積もりの算出根拠や考え方を検証した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

注2：当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

注3：当社の子会社である東洋証券亞洲有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

## 8. 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

当社は、取締役会において、当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制等の整備について、次のとおり決議しております。

### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令等の遵守（以下「コンプライアンス」という。）を経営の最重要課題の一つとして位置づける。
- ② 取締役及び使用人の基本的な行動規範として、「綱領」、「経営理念」、「倫理方針」及び「行動指針」を定めるほか、コンプライアンス体制及び業務に係る社内規程等を整備し、必要な教育を行う。
- ③ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制整備に資するため、コンプライアンス委員会を設置し、活動内容を取締役会及び監査役会に定期的に報告する。
- ④ コンプライアンスに係る内部通報制度を整備し、自由に通報や相談ができる仕組みを構築する。
- ⑤ 使用人の法令及び定款等違反行為の処分については、公正委員会の具申を経て、経営会議で決定する。
- ⑥ 監査部（監査部リスク管理室を含まない。以下同じ。）及び検査部は、各部室店の日常的な活動状況の監査を実施する。
- ⑦ 監査部、監査部リスク管理室、営業考査部及び検査部は、平素より連携し、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査し、改善策を検討する。
- ⑧ 「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、反社会的勢力との関係を遮断するための体制を整備する。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報については、「文書管理規程」及び「情報管理基本規程」等を定め、適切に保存及び管理する。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険の管理（以下「リスク管理」という。）を経営の最重要課題の一つとして位置づける。
- ② 「リスク管理規則」においてリスク管理を体系的に定め、あらかじめ具体的なリスクを想定及び分類し、個々のリスクにつき特定、計測、コントロール及びモニタリングを行う。
- ③ リスク管理に関する統括部署として、監査部リスク管理室を設置し、リスク管理の充実に努め、リスク管理に関する事項を取締役会及び監査役会に定期的に報告する。
- ④ 総務部は、「事業継続計画（BCP）マニュアル」を定め、有事の際の迅速かつ適切な意思決定・指揮命令体制及び情報伝達体制を整備する。
- ⑤ 監査部は、リスク管理の状況を定期的に監査し、その状況を取締役会及び監査役会に報告する。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度をとることにより、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にし、経営の効率化を図り、取締役の監督機能を強化する。
- ② 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- ③ 取締役会の定める基本方針に基づいて、重要事項に関し協議上申するため、経営会議を設置する。経営会議は、原則毎月2回開催する。

## 5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「綱領」、「倫理方針」、「利益相反管理方針」及び「反社会的勢力に対する基本方針」を共有化し、コンプライアンスや情報セキュリティなどの理念の統一を図る。
- ② 「関係会社の管理に関する規程」等を定め、経営企画部が子会社の事業の総括的な管理を行う。
- ③ 「関係会社の管理に関する規程」を定め、子会社の取締役の職務の執行に係る事項等について報告を求める。
- ④ 当社の経理部門から、重要な子会社の取締役または監査役を選任し、会計の状況を監督する。
- ⑤ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、子会社と業務委託契約等を締結し、子会社に対し人事管理業務やシステム関連業務等の間接業務を提供する。
- ⑥ 「リスク管理規則」を定め、当社及び子会社を一体としたリスク管理を行う。
- ⑦ グループ内通報制度を設置し、グループ内の従業員等から監査部への通報を可能とする。

## 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人（以下「職務補助者」という。）は、監査部に属する使用人とする。
- ② 取締役は、職務補助者がその職務を遂行するうえで不当な制約を受けることがないよう配慮する。
- ③ 職務補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分には、監査役会の同意を得る。

## 7. 当社及び子会社からなる企業集団の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役が、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか経営会議等の重要な会議に出席できる体制を整備し、また、取締役及び使用人は重要な議事録、内部監査の報告書及び稟議書等を監査役に回付する。
- ② 取締役及び使用人は、必要に応じ定期的または適宜監査役会に出席し、監査役より要請のある事項について報告する。
- ③ 監査役への報告を行ったグループ内の取締役及び使用人に対し、不利な取扱いを行ってはならない。

## 8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

会社法第388条を遵守し、支払い手続きは「経理規則」等に準じて支弁する。

## 9. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、監査役の職務の執行のための必要な体制の整備に努める。
- ② 監査役会は、取締役社長及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

## 10. 財務報告の適正を確保するための体制

- ① 財務諸表の作成にあたり、業務分担と責任部署を明確化する。
- ② 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、財務諸表を作成する。
- ③ 財務諸表等の適正性を確認するため、情報開示委員会を設置する。
- ④ 情報開示委員会は、財務諸表等が適正に作成されているかを確認し、その結果を取締役に報告する。
- ⑤ 取締役及び監査役は、会計監査人による財務諸表等の記載内容に関する指摘事項を確認する。

## 7 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

### 1. 当社及び子会社におけるコンプライアンス及びリスク管理について

- ① 当社は、「綱領」、「経営理念」、「倫理方針」及び「行動指針」を定め、コンプライアンスハンドブックに収録してグループ内の従業員等に配布するとともに、社内イントラネットに掲載し周知しております。
- ② コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する課題の審議や対応策などの検討を行い、その要旨について取締役会及び監査役会に報告しております。当事業年度においては、コンプライアンス委員会を9回開催しております。
- ③ 当社は、社内不正・違反行為に対する相互牽制の実効性確保及びその早期発見の観点からコンプライアンスホットラインを設け、グループ内の従業員等から自由に通報や相談ができる仕組みを構築しております。
- ④ 監査部、監査部リスク管理室、営業考査部及び検査部は、平素より連携し、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査し、改善策を検討しております。
- ⑤ 当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」及び「反社会的勢力対応マニュアル」等を整備しております。これらの方針等に基づき、営業店は、新規顧客の口座開設の際、インターネットサイト及び基幹システムの検索処理により反社会的勢力でないことを確認後、新規口座開設業務の委託先会社において反社チェックを行っております。
- ⑥ 当社は、「文書管理規程」及び「情報管理基本規程」等に基づき、取締役の職務の執行に係る文書その他情報については、正式文書又は情報資産として取扱い、適切に保存及び管理を行っております。
- ⑦ 監査部リスク管理室は、「リスク管理規則」に則り、市場リスク等のあらかじめ想定される当社グループの具体的なリスクについて日常的にモニタリングを行い、定期的に取り締役会及び監査役会に報告しております。
- ⑧ 当社は、事業継続計画の実効性を確保するため改善すべき事項を検証し、必要に応じて当該マニュアルを見直し体制整備を行っております。
- ⑨ 当社は、「取締役会規則」及び「関係会社の管理に関する規程」に基づき、経営企画部は、関係会社が重要事項等を行う際には、関係会社に対し事前に報告を求め、その対応に係る当社グループ方針に基づく対応方針の確認や特にグループ経営上重要事項についての当社取締役会への上程手続きなど総括的な管理を行っております。
- ⑩ 当社は、経営企画部管掌役員及び担当役員及び部長、監査部及び監査役は、関係会社から月次の業務執行報告その他重要事項の報告を受けております。

## 2. 取締役の職務執行の効率性の確保について

- ① 執行役員は、取締役会で委譲された権限の範囲内で業務を執行しており、当該業務の執行状況については、取締役会及び執行役員会に報告され、取締役は当該業務執行状況を監督しております。
- ② 取締役会は、「取締役会規則」等に基づき、重要事項を決定するとともに、各部署の業務執行状況の報告を受け監督しております。当事業年度は、取締役会を17回開催しております。
- ③ 経営会議は、取締役会の定める基本方針に基づき、「経営会議規程」等に定める重要事項について、取締役社長に具申しております。なお、当事業年度につきましては、経営会議を25回開催しております。

## 3. 監査役の監査の実効性の確保について

- ① 監査役は、取締役会に出席するほか経営会議や執行役員会にも出席し、これらの会議の議事録、その他内部監査報告書、稟議書等を自由に閲覧し、取締役及び使用人の職務の執行状況について監査を行うとともに意見がある場合には意見を述べております。
- ② 当事業年度につきましては、監査役会を14回開催しており、うち7回については、取締役が出席し、監査役からの要請事項について報告しております。
- ③ 当社は、「コンプライアンスホットライン規則」において、コンプライアンスホットラインによる報告を行った者に対し、不利な取扱いを行わないことを定めております。
- ④ 監査部に属する従業員は、監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役会の事務局運営等に必要な事項を補助しております。

## 8 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）を定めており、その内容の概要等は以下のとおりであります。

### ① 基本方針の内容の概要

当社は、「人」と「人」とのつながりを大切にする精神のもと、経営理念に基づいたお客さま本位の質の高い金融サービスで社会に貢献することによって事業拡大を図るビジネスモデルにより、当社グループの企業価値等の持続的な確保、向上が図られるものであり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、このようなビジネスモデルを実現することを可能とするものが望ましいと考えております。

もっとも、当社は、当社株式について大量買付行為がなされる場合、このことが当社グループの企業価値等の向上に資するものであれば、これを否定するものではなく、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、最終的には当社の株主のみなさまの意思に基づき決定されるべきものであると考えております。

しかしながら、大量買付者の中には、不適切な手段により株価をつり上げて高値で株式を会社に引き取らせる行為などにより大量買付者（及びその関係者）の利益のみを追求する者や、短期的なROE向上を追求するあまりお客様の資産を毀損することも顧みないようなお客様本位の経営に背く業務運営を積極的に押し進める者など、当社グループの企業価値等を毀損する者の存在も否定できません。

当社は、このような当社グループの企業価値等に対する侵害行為を容認することはできません。

こうした状況を踏まえ、当社は、大量買付行為が行われる際に、株主のみなさまに当該大量買付行為に応じるか否かを適切にご判断いただくために必要かつ十分な時間及び情報を確保・提供するための、大量買付ルールを制定いたしました。

なお、当該大量買付ルールは、大量買付者等の株式持分を希釈化するために株式や新株予約権の割当てを行うなど対抗措置のあるいわゆる買収防衛策ではございません。

## ② 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

### イ. 中期的経営ビジョン

対面リテール証券の経営環境は、人口減少・顧客の高齢化が進む一方で、個人の資産運用ニーズは益々高まっており、ビジネスチャンスも広がっております。

このような環境下、当社は、2020年4月より外部機関の意見も踏まえ、第六次中期経営計画（5カ年計画）「もっと ずっと...とともに TO YOU」をスタートさせました。目指すべき将来像として、世代を超えて信頼され、資産運用・資産形成のアドバイザーとして選ばれる「スーパー・リージョナル（地域密着型）・リテール証券会社」を掲げ、お客様ロイヤルティを追求した営業スタイル改革により、これまで以上に「お客様本位」の経営で顧客基盤を拡充し、持続的な成長モデルへの進化を目指します。

### ロ. 戦略骨子・施策概要

第六次中期経営計画では、お客様ごとにカスタマイズした営業スタイル改革を実現し、お客様のロイヤルティ向上につなげ、持続的成長が可能なビジネスモデルの確立を目指してまいります。また、働き甲斐のある職場環境や人事評価などにより従業員満足度を上げ、質の高い顧客サービスの実現につなげてまいります。

#### <基本方針>

- ・「もっと」これまで以上にお客様から信頼され、「もっと」頼りにされる存在に
- ・「ずっと」次世代までも末永く
- ・「とともに」お客様、ご家族さま、地域の方々と「ともに」歩む存在に

<重点施策>

・お客さまへの付加価値提供

付加価値戦略…お客さまニーズの把握、ニーズに合った付加価値提案など

・お客さまとの接点の多様化

チャンネル戦略…マルチチャンネルの活用、地域特性を踏まえた営業店体制など

・組織・人材基盤の強化

業務戦略…営業店・本社の効率化、顧客対応時間の捻出、コスト効率化など

組織戦略…本社の支援機能強化・再構築配置

人材戦略…業績評価・人事評価、人材育成・人材配置など

ハ. コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社は、投資家と金融商品取引市場を仲介する金融商品取引業者としての社会的責任を常に認識し、企業価値の増大・最大化を通じてステークホルダーの満足度を高めることを目指すとともに、法令遵守の徹底、経営の健全性と透明性を確保する観点からコーポレート・ガバナンスが有効に機能する体制を整備しております。

③ 大量買付ルール

大量買付ルールは、当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の大量買付者及び大量買付者の特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを行おうとする場合等において、大量買付者に対して情報提供を求めるとともに、株主のみなさまに判断する機会を確保・提供するための手続を定めております。その概要は以下のとおりです。

大量買付者は、大量買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、当該大量買付者が大量買付行為に際して大量買付ルールに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書を提出し、当社取締役会は、その受領後10営業日以内に、大量買付者に対し詳しい大量買付情報の提供を求めます。

当社取締役会は、大量買付者から提供された情報等に基づき、大量買付者による大量買付行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するものか否かを評価します。評価期間は60営業日以内または90営業日以内で当社取締役会が設定・公表します。

大量買付者は、意向表明書の提出後、取締役会評価期間が満了するまでは、大量買付行為を開始することができません。

当社取締役会は、大量買付者から受領した情報ならびに大量買付行為の評価の結果・理由及び株主のみなさまが大量買付行為に応じるか否かを適切に判断するために有益と考えられる情報について、適宜、開示いたします。大量買付ルールの有効期間は2020年11月24日から3年間です。有効期間内であっても、当社取締役会において、法令等の改正や判例の動向等を考慮して、大量買付ルールを随時、見直したまたは廃止でき、その場合には、法令等及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

④ 当社の取組みに関する取締役会の判断及びその理由

当社の取締役会は、上記に述べた当社の取組みが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、大量買付行為が行われる際には、株主のみなさまに当該大量買付行為に応じるか否かを適切にご判断いただくための必要かつ十分な時間・情報を確保することを目的とするものであって、上記の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

注：本事業報告中の記載金額（または数値）は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 連結計算書類等

## 連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>		<b>( 負 債 の 部 )</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>69,233</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>42,187</b>
現金・預金	33,806	信用取引負債	3,331
預託金	24,129	信用取引借入金	2,323
トレーディング商品	398	信用取引貸証券受入金	1,008
商品有価証券等	398	有価証券担保借入金	520
デリバティブ取引	0	有価証券貸借取引受入金	520
約定見返勘定	1,141	預り金	23,399
信用取引資産	8,841	受入保証金	2,040
信用取引貸付金	8,091	短期借入金	11,350
信用取引借証券担保金	749	リース債務	6
立替金	114	未払法人税等	268
短期貸付金	27	賞与引当金	573
未収収益	473	その他の流動負債	697
その他の流動資産	301	<b>固 定 負 債</b>	<b>6,306</b>
貸倒引当金	△ 2	長期借入金	3,000
<b>固 定 資 産</b>	<b>17,933</b>	リース債務	13
有形固定資産	1,091	繰延税金負債	2,685
建物	545	役員株式給付引当金	235
器具備品	173	資産除去債務	305
土地	360	その他の固定負債	65
リース資産	11	<b>特 別 法 上 の 準 備 金</b>	<b>83</b>
無形固定資産	318	金融商品取引責任準備金	83
ソフトウェア	233	(金融商品取引法第46条の5)	
その他	84	<b>負 債 合 計</b>	<b>48,577</b>
投資その他の資産	16,524	<b>( 純 資 産 の 部 )</b>	
投資有価証券	10,965	<b>株 主 資 本</b>	<b>34,217</b>
長期差入保証金	1,792	資本金	13,494
長期前払費用	1,124	資本剰余金	9,650
退職給付に係る資産	2,509	利益剰余金	13,129
繰延税金資産	18	自己株式	△ 2,057
その他	254	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>4,372</b>
貸倒引当金	△ 141	その他有価証券評価差額金	4,350
<b>資 産 合 計</b>	<b>87,167</b>	為替換算調整勘定	△ 442
		退職給付に係る調整累計額	464
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>38,589</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>87,167</b>



連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	13,494	9,650	12,358	△2,125	33,377
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△166		△166
親会社株主に帰属する当期純利益			937		937
自己株式の処分				68	68
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	—	771	68	839
当連結会計年度期末残高	13,494	9,650	13,129	△2,057	34,217

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	2,563	△458	△324	1,780	35,158
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△166
親会社株主に帰属する当期純利益					937
自己株式の処分					68
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	1,787	15	789	2,591	2,591
当連結会計年度変動額合計	1,787	15	789	2,591	3,431
当連結会計年度期末残高	4,350	△442	464	4,372	38,589

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

東洋証券株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 菅 谷 圭 子 ㊟  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 藤 澤 孝 ㊟  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋証券株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋証券株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類等

## 貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流 動 資 産	64,686	流 動 負 債	38,809
現金・預金	32,648	信用取引負債	3,331
預託金	20,792	信用取引借入金	2,323
トレーディング商品	398	信用取引貸証券受入金	1,008
商品有価証券等	398	有価証券担保借入金	520
デリバティブ取引	0	有価証券貸借取引受入金	520
約定見返勘定	1,141	預り金	20,056
信用取引資産	8,841	受入保証金	2,040
信用取引貸付金	8,091	短期借入金	11,350
信用取引借証券担保金	749	リース債務	6
立替金	104	未払法人税等	268
短期貸付金	27	与引当金	569
未収収益	472	その他の流動負債	665
その他の流動資産	262	固 定 負 債	6,083
貸倒引当金	△ 2	長期借入金	3,000
固 定 資 産	18,573	リース債務	13
有形固定資産	1,096	繰延税金負債	2,480
建物	545	役員株式給付引当金	235
器具備品	178	資産除去債務	287
土地	360	その他の固定負債	66
リース資産	11	特別法上の準備金	83
無形固定資産	316	金融商品取引責任準備金	83
ソフトウェア	232	(金融商品取引法第46条の5)	
その他	84	負 債 合 計	44,976
投資その他の資産	17,160	( 純 資 産 の 部 )	
投資有価証券	11,051	株 主 資 本	33,932
関係会社株式	1,288	資本金	13,494
長期差入保証金	1,741	資本剰余金	9,650
長期前払費用	1,124	資本準備金	9,650
前払年金費用	1,840	利益剰余金	12,844
その他	254	その他利益剰余金	12,844
貸倒引当金	△ 141	別途積立金	9,000
資 産 合 計	83,259	繰越利益剰余金	3,844
		自己株式	△ 2,057
		評価・換算差額等	4,350
		その他有価証券評価差額金	4,350
		純 資 産 合 計	38,283
		負債・純資産合計	83,259

招集ご通知  
P3

株主総会参考書類  
P8

事業報告  
P20

連結計算書類等  
P49

計算書類等

株主のみなさまと  
東洋証券

P60

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目					金 額										
営	業	収	益			11,801									
受	入	手	数	料	8,658										
ト	レ	デ	ン	損	2,857										
金		融	収	益	285										
金	融	費	用			129									
純	営	業	収	益		11,672									
販	売	費	・	一		10,954									
	取	引	関	般											
	人	動	件	管	費	1,239									
	不	産	関	理	費	5,470									
	事	務	係	費	1,501										
	減	償	却	費	1,944										
	租	税	公	費	450										
	貸	引	金	課	227										
	そ	当	繰	れ	0										
		の	入	他	120										
営	業	利	益			717									
営	業	外	収	益		513									
営	業	外	費	用		37									
経	常	利	益			1,194									
特	別	利	益			131									
	投	有	証	券	売	却	益	14							
	投	有	証	券	清	算	益	5							
	損	保	理	店	事	業	譲	渡	益	31					
	雇	用	調	整	助	成	金		33						
	金	融	商	品	取	引	責	任	準	備	金	戻	入		45
特	別	損	失										66		
	投	有	証	券	評	価	損		66						
税	引	前	当	期	純	利	益						1,259		
法	人	税	及	び	事	業	税						268		
	法	人	税	等	調	整	額	251							
	法	人	税	等	調	整	額	16							
当	期	純	利	益									991		

## 株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当事業年度期首残高	13,494	9,650	9,650	9,000	3,020	12,020	△2,125	33,039
当期変動額								
剰余金の配当					△166	△166		△166
当期純利益					991	991		991
自己株式の処分							68	68
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	824	824	68	892
当事業年度期末残高	13,494	9,650	9,650	9,000	3,844	12,844	△2,057	33,932

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当事業年度期首残高	2,563	2,563	35,603
当期変動額			
剰余金の配当			△166
当期純利益			991
自己株式の処分			68
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,787	1,787	1,787
当期変動額合計	1,787	1,787	2,679
当事業年度期末残高	4,350	4,350	38,283

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

東洋証券株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 菅 谷 圭 子 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 澤 孝 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋証券株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

東洋証券株式会社 監査役会

常勤監査役	縄	田	正	人	㊞
常勤監査役（社外監査役）	伊	藤	逸	朗	㊞
監査役（社外監査役）	細	田	信	行	㊞
監査役（社外監査役）	塚	本		誠	㊞

以上

〈ご参考〉

# 株主のみなさまと東洋証券

---



## 東洋証券の利益還元方針について

当社は、株主のみなさまに対する**利益の還元を経営上重要な施策**の一つとして位置付けております。

### 利益配分の基本方針について

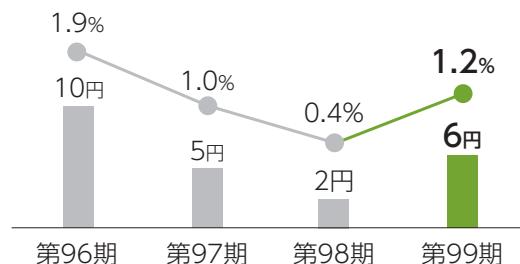
業績と株主資本と収益環境の状況を総合的に勘案し、年1回の取締役会決議による剰余金の配当や機動的な自己株式の取得により、株主のみなさまに利益の還元を実施致します。

### 剰余金の配当について

**30%** 配当性向年間約30%を目安に、安定性にも配慮し分配可能額に占める割合を指標としております。

### 配当金の推移

■ 1株当たり配当金推移  
● 純資産配当率（連結）



## IRカレンダー



特別口座の

Q&A

**Q1** 特別口座とは何ですか？

**A1** 特別口座とは、株券電子化実施日までに株券のほふり（証券保管振替機構）への預託がない株主さまのために、当社が三菱UFJ信託銀行に開設した株式管理口座を特別口座といいます。

**Q2** 特別口座のままだとどうなるのですか？

**A2** 特別口座の株式は、市場での売買はできません。  
なお、単元未満株式の買取・買増請求は可能です。

**Q3** 単元未満の買取、買増手続きはどのようにすれば良いのですか？

**A3** 単元未満株式を特別口座でご所有の株主さまは、当社の株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行株式会社、フリーダイヤル0120-232-711）までお問い合わせください。

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
配当金	3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主さまにお支払いいたします。
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日 その他必要がある場合はあらかじめ公告いたします。
株主名簿管理人／特別口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711（通話料無料） 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
公告方法	公告は電子公告により行います。公告掲載 URL <a href="https://www.toyo-sec.co.jp/">https://www.toyo-sec.co.jp/</a> ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。
上場取引所	東京証券取引所
証券コード	8614

株式に関するお手続きについて(お問合せ窓口)

■ 特別口座の株主さま

(特別口座から証券会社の口座への口座振替申請、相続、単元未満株式の買取・買増請求 等)

■ 証券会社の口座の株主さま

(住所・氏名変更、配当金受取方法の指定、単元未満株式の買取・買増請求 等)

■ すべての株主さま

(未受領の配当金のお支払い、郵送物の確認 等)

上記の三菱UFJ信託銀行  
(特別口座の口座管理機関)

お取引の証券会社

上記の三菱UFJ信託銀行  
(株主名簿管理人)

## 中期経営計画（第六次）「もっとずっと... とともに TO YOU」(2020年4月~2025年3月)

### 【将来像】

支店のあるそれぞれの地域において、真にお客さま本位の経営で、世代を超えて信頼され、資産運用・資産形成のアドバイザーとして選ばれる「スーパー・リージョナル（地域密着型）・リテール証券会社」を目指すべき将来像として打ち出しています。

### 【中期経営計画の骨子】

2020年4月より中期経営計画（5カ年計画）「もっとずっと... とともに TO YOU」をスタート

…これまで以上に「お客さま視点」の経営を実現し、お客さまロイヤルティの追求により、顧客基盤の拡充を図る

- ☑ 「もっと」これまで以上にお客さまから信頼され、「もっと」頼りにされる存在に
- ☑ 「ずっと」次世代までも末永く
- ☑ 「ともに」お客さま、ご家族さま、地域の方々と「ともに」歩む存在に

### 【持続的成長可能なモデルを確立するための収益モデル】

中期経営計画は5カ年計画です。前半の2年で営業スタイル改革を断行するとともに、コスト構造改革により固定費を中心に削減し、損益分岐点を下げていきます。そして、後半の3年で成長ステージに乗せていきます。

### 【重点項目・主な施策】

中期経営計画では、営業スタイル改革を実現し、お客さまの体験価値（CX：カスタマーエクスペリエンス※）向上につなげ、持続的成長が可能なビジネスモデルの確立を目指してまいります。

※CXとは、「Customer Experience」の略。「顧客の体験価値」のことで、お客さまが当社を利用した際の満足度のみならず、その結果としてどのような意向を持ったか（ファン度や愛着度など）を検証するもの。

#### ◆営業スタイル改革

これまでの「ニーズのありそうな商品を揃え、それに投資していただけるお客さまを探す営業スタイル（マーケットイン+プロダクトアウト）」から「お客さまごとのニーズを起点としたカスタマイズされた営業スタイル（カスタマーアウト+プロダクトイン）」へ

- ①お客さまの意向をよく聞く
- ②お客さまの視点でアドバイス
- ③適時・適切なフォローアップ
- ④アドバイス・スキルの向上

#### ◆重点施策

##### ①お客さまへの付加価値の提供

付加価値戦略…ターゲット顧客のニーズ把握、ニーズに合った付加価値提案など

##### ②お客さまとの接点の多様化

チャネル戦略…営業店+リモートチャネル、地域特性踏まえた営業店体制など

##### ③組織・人材基盤の強化

業務戦略…営業店・本社の効率化、営業店の時間捻出、コスト効率化など

組織戦略…本社の支援機能強化・再構築配置

人材戦略…業績評価・人事評価、人材育成・人材配置など

## 金融商品仲介業（IFA）ビジネスの開始について

当社は、2021年4月1日より、金融商品取引業者として金融商品仲介業者（IFA）への商品提供並びに売買の仲介を委託する金融商品仲介業ビジネスを開始いたしました。同ビジネスの開始に向けて、「IFA準備室」から「ビジネス・ソリューション部」へと名称を変更し新たな金融商品取引の担い手として、その責任を果たしてまいります。

金融商品仲介業者（IFA）は特定の金融機関に所属せず、独立的・中立的立場から有価証券の取引についてアドバイスを行うのが特徴です。

少子高齢化等社会構造の変化を受け、国民一人一人が将来に向けての資産形成、資産運用を行う必要性が高まっています。それに伴い、金融商品の担い手は単なる商品の提案に止まらず、一人一人の人生プランや経済的目標に向けてのステージごとに、きめ細かくかつ総合的なアドバイスを行うことが求められており、お客さま本位の業務運営をさらに深化させることにつながる新たなチャネルになるものと考えています。

自社の営業部門に加え、金融商品仲介業者（IFA）を経由する複数の金融商品提供チャネルを持つことで、多様化するお客さまのニーズに幅広くお応えできるよう、商品の充実とサービスの向上に努めてまいります。



## 島根県立津和野高等学校における金融教室の実施

当社は、2020年10月28日に島根県を担う子どもたちの健全な金銭感覚や正しい金融知識、消費生活能力などを育成することを目的とした企画主旨に賛同し、津和野高等学校の生徒（ビジネスコース簿記選択者）を対象に当社浜田支店において、金融リテラシー向上に資する講座を実施いたしました。

高校生の知見や興味を引き出すことができるよう、当社支店長による金融教室講座をはじめ、上海事務所駐在員による中国現地の情報発信、本社内のオンライン見学ツアー、若手社員へのインタビューなど当社独自の工夫を加えました。

講座終了後のフリートークでは、支店長が「72の法則※」についてもふれ、将来の資産形成に向けて、生徒が真剣な表情で聞き入っている様子が印象的でした。

※お金が2倍になる期間が簡単にわかる算式。「 $72 \div \text{金利} = \text{お金} \div 2$ 倍になる期間」。



<金融教室の様子>

# グループネットワーク



## 通信販売部

〒104-8678  
東京都中央区八丁堀 4-7-1  
(03) 5117-1402

## カスタマーセンター

〒104-8678  
東京都中央区八丁堀 4-7-1  
(03) 5117-0007

## 法人部

〒104-8678  
東京都中央区八丁堀 4-7-1  
(03) 5117-1379

## 中国

### 広島県

**1 福山支店**  
〒720-0064  
広島県福山市延広町 1-25  
(084) 922-4500

**2 府中営業所**  
〒726-0003  
広島県府中市元町 445-1  
(0847) 48-3010

**3 三原支店**  
〒723-0014  
広島県三原市城町 1-9-7  
(0848) 63-7777

**4 呉支店**  
〒737-0051  
広島県呉市中央 1-6-9  
(0823) 23-1040

**5 広島支店**  
〒730-0037  
広島県広島市中区  
中町 7-32  
(082) 244-1111

### 島根県

**6 浜田支店**  
〒697-0027  
島根県浜田市殿町 82-8  
(0855) 22-3011

**7 出雲支店**  
〒693-0004  
島根県出雲市渡橋町 68  
(0853) 25-1040

### 山口県

**8 岩国支店**  
〒740-0018  
山口県岩国市  
麻里布町 6-7-7  
(0827) 21-8511

**9 徳山支店**  
〒745-0034  
山口県周南市御幸通り 2-7  
(0834) 31-5252

**10 山口支店**  
〒753-0086  
山口県山口市中市町 1-10  
(083) 922-2600

**11 宇部支店**  
〒755-0029  
山口県宇部市新天町 1-2-11  
(0836) 33-1040

**12 下関支店**  
〒750-0025  
山口県下関市竹崎町 4-1-22  
(083) 231-6161

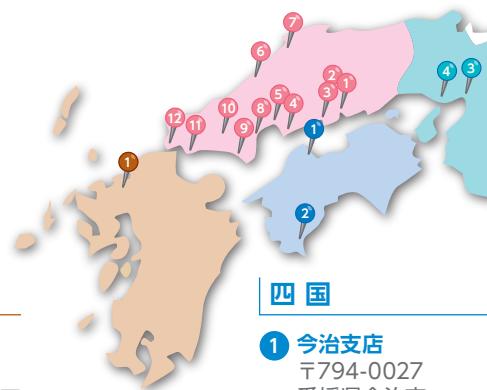
## 近畿

**1 京都支店**  
〒600-8411  
京都府京都市  
下京区烏丸通  
四条下ル水銀屋町 620  
(075) 361-1040

**2 奈良支店**  
〒630-8115  
奈良県奈良市  
大宮町 1-1-32  
(0742) 20-1040

**3 大阪支店**  
〒541-0041  
大阪府大阪市  
中央区北浜 2-6-18  
(06) 6226-1040

**4 神戸支店**  
〒651-0085  
兵庫県神戸市中央区  
八幡通 4-2-14  
(078) 252-1040

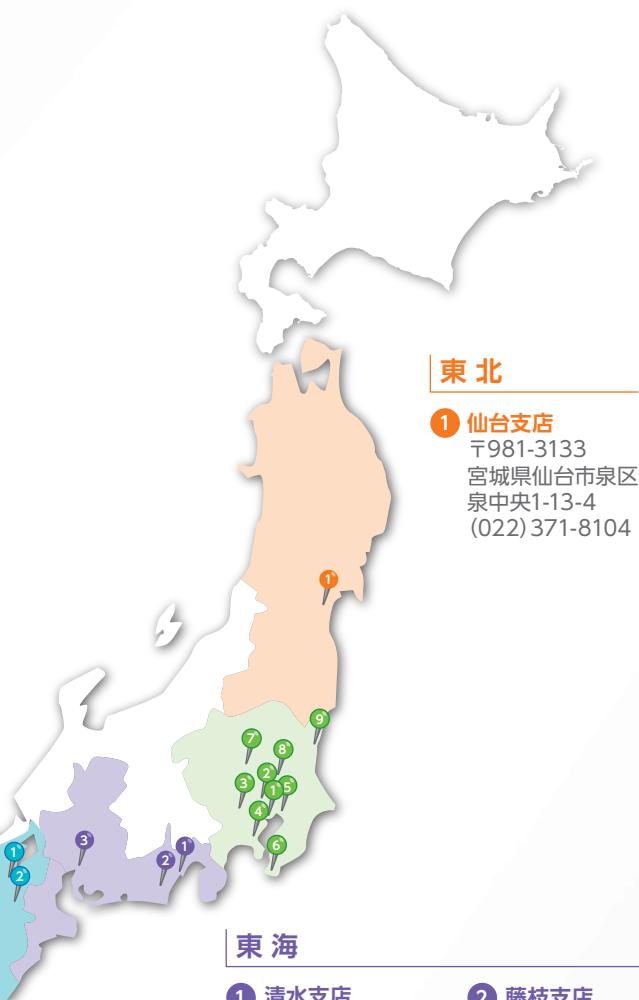


## 九州

**1 福岡支店**  
〒810-0001  
福岡県福岡市中央区  
天神 2-14-2  
(092) 711-1040

## 四国

**1 今治支店**  
〒794-0027  
愛媛県今治市  
南大門町 1-6-16  
(0898) 23-1040



## 東北

- ① 仙台支店  
〒981-3133  
宮城県仙台市泉区  
泉中央1-13-4  
(022) 371-8104

## 東海

- ① 清水支店  
〒424-0821  
静岡県静岡市清水区  
相生町 5-1  
(054) 353-3411
- ② 藤枝支店  
〒426-0034  
静岡県藤枝市  
駅前 1-5-21  
(054) 641-3211

## 関東

- ① 本店営業部  
〒104-8678  
東京都中央区八丁堀4-7-1  
(03) 5117-1400
- ② 四谷支店  
〒160-0004  
東京都新宿区四谷 2-12-5  
(03) 3355-1040
- ③ むさし府中支店  
〒183-0023  
東京都府中市宮町 1-40  
(042) 367-1040
- ④ 横浜支店  
〒231-0005  
神奈川県横浜市中区本町 2-22  
(045) 681-3341
- ⑤ 松戸五香支店  
〒270-2261  
千葉県松戸市常盤平 5-18-1  
(047) 383-2111
- ⑥ 館山支店  
〒294-0045  
千葉県館山市北条 1898-2  
(0470) 22-2111
- ⑦ 桐生支店  
〒376-0023  
群馬県桐生市錦町 2-16-9  
(0277) 44-4141
- ⑧ つくば支店  
〒305-0033  
茨城県つくば市東新井 14-3  
(029) 856-1040
- ⑨ 日立支店  
〒316-0003  
茨城県日立市多賀町 2-10-11  
(0294) 33-1040

- ② 中村支店  
〒787-0012  
高知県四万十市  
右山五月町 9-20  
(0880) 35-1040

# 第99回 株主総会会場ご案内図

**日時** 2021年6月24日（木曜日）午前10時

**会場** 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号 **当社本店 4階会議室**  
TEL. 03-5117-1040（代表）



## 交通のご案内

- 1 東京メトロ日比谷線・JR京葉線「八丁堀駅」A3出口 徒歩1分
- 2 都営浅草線「宝町駅」A1出口 徒歩5分
- 3 東京メトロ銀座線「京橋駅」1番出口 徒歩8分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。